



# 「住宅取得等資金の贈与税の非課税」

平成 24 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの間に父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等の対価に充てるための金銭（以下「住宅取得等資金」といいます。）を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、次の表の非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります（以下、この制度を「新非課税制度」といいます。）。

## ①非課税枠

贈与年	省エネ性又は耐震を満たす住宅 (長期優良住宅)	左記以外の住宅
平成25年	1,200万円	700万円
平成26年	1,000万円	500万円

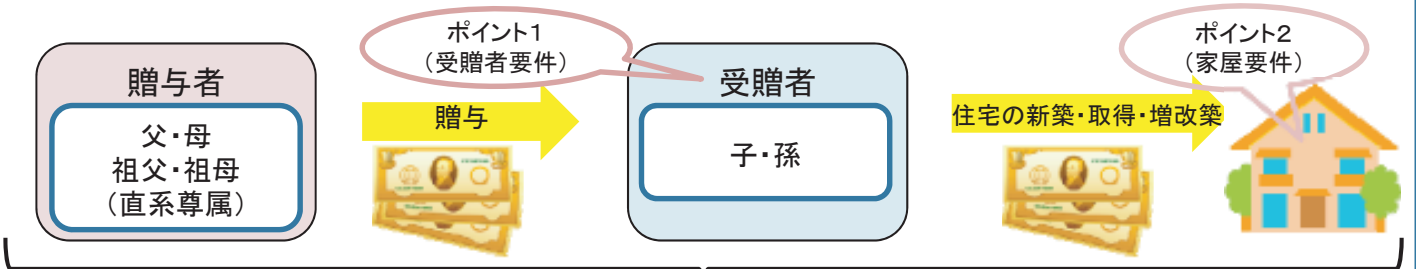
## ②非課税の対象となる住宅の床面積

⇒ 50㎡以上240㎡以下の住宅が対象

## ③適用期限

⇒ H26.12/31までの贈与が対象

## 住宅取得等資金の贈与税の非課税措置のイメージ



## 次表の金額の贈与まで贈与税を非課税

贈与年	省エネ性又は耐震性を満たす住宅	左記以外の住宅
平成24年	1,500万円	1,000万円
平成25年	1,200万円	700万円
平成26年	1,000万円	500万円

